天 理 市 農 業 委 員 会　 議 事 録

・日　　時　　令和６年１月９日（火）午後４時00分～午後４時45分

・出席委員

　（農業委員）

１番　　　西　　悦子　　　　　　　　２番　　 岸本　誠行

３番　　　門𦚰　由喜子　　　　　　　４番　　 安井　義昌

５番　　　松井　義憲　　　　　　　　６番　　 川畑　　稔

７番　　　木村　　晃　　　　　　　　８番　　 榎堀　秀樹

９番　 　 藪内　清光 １０番 　 西口　恵紹

１２番 　 　中井　順一

　（農地利用最適化推進委員）

　　丹波市地区　　東田　行三　　　　　　山の辺地区　　箕手　　宏

前栽地区　　谷　　昭良　　　　　　井戸堂地区　　松本　和成

二階堂地区　　藏本　純次　　　　　　　朝和地区　　奥野　雅信

　朝和地区　　石井　照夫　　　　　　　櫟本地区　　奥出　善嗣

　福住地区　　辻󠄀沢　昌彦

・事務局職員

　　　事務局長　　奥田　　彰　　　　　　　　　係長　　德永　佳代

・欠席委員

（農業委員）１１番　　上田　喜史

（農地利用最適化推進委員）

　柳本地区　　杉田　義正

・附議事項

議案第１号　　農地法第３条に関する許可申請について

議案第２号　　農地法第４条に関する許可申請について

議案第３号　　農地法第５条に関する許可申請について

議案第４号　　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議案第５号　　その他

　　　　　　　　①市街化区域の専決処分について（報告）

②生産緑地地区の取得の斡旋依頼について

事務局長（奥田　彰）

皆さん、新年早々何かとご多用の中、委員会に出席いただき、ありがとうございます。本年も何卒よろしくお願い申し上げます。

冒頭に、能登地方で起きました地震により、多くの命が奪われました方々に心から

ご冥福をお祈り申し上げますとともに被災されました方々にお見舞いを申し上げます。

また、行方不明の方が多くおられます。1人でも多くの命が助かりますことを願うばかりです。それでは、１月定例委員会を開催いたします。

　本日、上田委員と杉田推進委員から欠席の連絡を受けております。本日出席の農業委員は11名で委員会は成立しております。

　次に、委員会での発言でございますが、委員及び会議に出席した職員その他の方が発言をされるときは、挙手により議長の許可を得た上でお願いいたします。

　また、携帯電話をお持ちの方は、会議中「マナーモード」に設定していただくか、

電源を切っていただきますようご協力をお願いします。

　それでは、議事に先立ちまして、議長よりご挨拶をいただき、引き続き会議規則の規定により、以降の議事進行を議長にお願いいたします。

議長（松井義憲）

　皆さん、新年明けましておめでとうございます。今年初めての委員会ということでご苦労様でございます。先程、局長からもありましたが、能登半島での地震で多くの犠牲者が出ました。家屋の倒壊、津波による被害も重なり、行方不明の方もかなり増えております。また、翌日には飛行機事故もあり、１年の始まりというときに、世の中が不安と悲しみに包まれました。我々もできる支援がありましたら、皆さん方にもご協力をお願いする次第でございます。

　今年も委員会にご協力をお願い申し上げまして、はじめの挨拶とさせていただきます。　それでは、議事に入っていきたいと思います。

まず、１月委員会の議事録の署名委員でございますが、こちらの方で指名させて

いただいてよろしいでしょうか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　ご同意いただきましたので２番　岸本委員と、３番　門脇委員にお願いいたします。

それでは、議案第１号「農地法第３条に関する許可申請について」事務局より説明

願います。

事務局係長（德永佳代）

　それでは、議案第1号「農地法第３条に関する許可申請」11件について説明いたします。議案書1ページをご参照願います。

１番申請は、新規就農を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の３ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人は１番表記のとおりです。

新規就農ですので、12月21日に松井会長と地区担当の川畑副会長、谷推進委員、事務局職員で新規就農者ヒアリングを行いましたのでご報告いたします。

譲受人は、68歳で自営の左官業をされています。農地取得の動機は、天理市内で妻が弁当店を開業しており、弁当の食材を自給するために申請されました。

営農計画については、譲受人の実家は農家で農業経験は40年以上あり、申請地も既に耕作しています。トラクターや田植え機などの各種農機具も所有しており、弁当に使う米や野菜などを作る計画です。左官業の息子二人も15年以上の農業経験があり、一緒に耕作をしています。また、地元の小田中町の農家組合とも協議できております。

農業従事予定日数は、年間で150日程度です。収穫物は、弁当での消費とくず米などはＪＡに出す予定です。

面接を務められた谷推進委員からは「農機具は今どこに置いているのですか」との質問があり、「現在は小田中町の親戚に預かってもらっている。今後は申請地にある倉庫に入れます」とのことでした。川畑副会長からはすでに耕作しておられ、申請地もきれいに作っておられます。地元とも親しい関係ですので特に問題ないです。「頑張ってやってください」とコメントをいただきました。

２番申請は、譲渡人が耕作出来ない事を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の３ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は２番表記のとおりです。

３番と４番は同時申請で、それぞれの家の近くの農地を取得し、耕作しやすくすることを事由とする所有権移転の交換です。

場所の地図は、ともに議案書の４ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積はそれぞれ３番と４番表記の

とおりです。

５番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の４ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は５番表記のとおりです。

６番申請は、譲渡人が遠方で耕作できないことを事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の５ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は６番表記のとおりです。

７番申請は、譲渡人が耕作できないことを事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の５ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は７番表記のとおりです。

８番申請は、譲渡人が遠方で耕作できないことを事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の６ページ上段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は８番表記のとおりです。

９番申請は、譲受人の農業経営拡大を事由とする所有権移転の売買です。

場所の地図は、議案書の６ページ下段です。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は９番表記のとおりです。

10番と11番は同時申請で、譲受人の農業経営拡大を事由とする所有権移転の売買

です。

場所の地図は、ともに議案書の７ページです。

申請地及び譲受人、譲渡人、譲受人の世帯の耕作面積は10番と11番表記のとおり

です。

以上、11件の申請は農地の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められ、耕作に

必要な農作業にも常時従事すると認められる等、農地法第３条第２項各号にも該当し

ないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、ご承認いただきましたので、委員会で処理することといたします。

　次に、議案第２号「農地法第４条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第２号　農地法第４条に関する許可申請２件について説明させていただきます。議案書８ページをご参照願います。申請につきましては、令和５年12月22日に木村委員とともに農地現地調査を行いました。資料番号１の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請は、農業用倉庫を転用目的としています。

申請者及び申請地は、１番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号１のとおりとなっています。

当該申請地の農地区分は、農用地ですが、農業用施設へ用途区分変更をされており、転用可能です。また、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第４条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

２番申請は、青空資材置場を転用目的としています。

資料番号２の農地現地調査表も併せてご覧ください。

申請者及び申請地は、２番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号２のとおりとなっています。

当該申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域で、農地の規模が10ヘクタール未満の第２種農地で、申請地に隣接する既存の駐車場と一体利用して使用するため、この他に事業目的達成可能な農地以外の土地や第３種農地はなく、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第４条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

以上でございます。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、農地法第４条に関する許可申請について、ご承認いただきましたので、申請内容のとおり県へ進達いたします。

　次に、議案第３号「農地法第５条に関する許可申請について」事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第３号　農地法第５条に関する許可申請３件について説明させていただきます。議案書９ページをご参照願います。申請につきましては、令和５年12月22日に木村委員とともに農地現地調査を行いました。資料番号３の農地現地調査表も併せてご覧ください。

１番申請は、青空資材置場を転用目的とする所有権移転の売買です。

申請者及び申請地は、１番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号３のとおりとなっています。

当該申請地の農地区分は、住宅、公共施設や公益施設住宅等の連たんする区域の第３種農地で、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため問題ないと考えます。

２番申請は、障害福祉サービス事業所を転用目的とする所有権移転の売買です。

資料番号４の農地現地調査表も併せてご覧ください。

申請者及び申請地は、２番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号４のとおりとなっています。

当該申請地の農地区分は、ＪＲ柳本駅からの宅地化率で判断する第２種農地で、転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。

３番申請は、青空駐車場を転用目的とする所有権移転の売買です。

資料番号５の農地現地調査表も併せてご覧ください。

申請者及び申請地は、３番表記のとおりで、申請理由、利用計画は資料番号５のとおりとなっています。

当該申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域で農地の規模が10ha未満の第２種農地で転用可能です。また転用行為を行うために必要な資力等があり、転用による隣接地への被害もないと認められるなど、農地法第５条第２項各号にも該当しないため、問題ないと考えます。以上でございます。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

農地利用最適化推進委員（奥野雅信）

　２番申請の申請地の南側は雑種地になっているのですが転用許可は出ているのですか。今回、南側も一体利用するという内容ですが雑種地での目的は何ですか。

事務局係長（德永佳代）

転用の許可は下りていますが、転用時期については資料がありませんので、後日お返事させていただきます。転用の目的は青空駐車場で申請されています。

議長（松井義憲）

　ほかによろしいですか。

議長（松井義憲）

それでは、農地法第５条に関する許可申請について、ご承認いただきましたので、申請内容のとおり県へ進達いたします。

次に、議案第４号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画」について、

事務局より説明願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第４号　農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画２件について、説

明いたします。議案書10ページをご覧ください。

　１件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類

及び期間は議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、いちごの農業用施設用地として利用する賃貸借で、新規集積となります。

　２件目は、利用権を設定する農地と所有者、利用権の設定を受ける者、権利の種類

及び期間は議案書に表記するとおりです。なら担い手・農地サポートセンターを通した案件で、いちごの農業用施設用地として利用する賃貸借で、新規集積となります。

議長（松井義憲）

ただいま事務局より説明ありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

　「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

　それでは、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画をご承認いただいたものとして、その旨を市長に回答いたします。

次に、議案第５号　その他①12月分「市街化区域の専決処分について」事務局より報告願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第５号　その他①　12月分の市街化区域転用の届出についてご報告いたしま

す。資料番号６をご参照ください。令和５年12月分の市街化区域 転用届出といたし

まして、５条届出　仮設作業ヤード及び資材置場1件746㎡、物販店舗１件3,247㎡

でした。市街化区域届出専決処分の報告は以上でございます。

議長（松井義憲）

　ただいま、報告のありました「12月分市街化区域の専決処分について」何かご意見、

ご質問等はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、報告のとおりご承認いただいたものといたします。

次に、議案第５号　その他②　生産緑地地区の取得の斡旋依頼について、事務局より報告願います。

事務局係長（德永佳代）

議案第５号　その他②　生産緑地地区の取得の斡旋依頼についてご説明させていた

だきます。天理市より農業委員会に生産緑地農地の取得の斡旋依頼がまいりました。

４件13筆の買取り申出となっております。それぞれ農地の所在地等と場所の地図

をつけておりますのでご確認ください。

買取り希望をされる方がおられましたら、農業委員会事務局までご連絡ください。

なお、回答期限の都合上、期間が短いですが、１月16日までに農業委員会事務局ま

でご連絡いただきますようお願いいたします。買取り希望がない場合は連絡不要とさ

せていただきます。

議長（松井義憲）

　ただいま、説明がありました、生産緑地地区の取得の斡旋について、何かご質問等

はございませんか。

「結構です」の声あり

議長（松井義憲）

それでは、買取り申出の希望があるようでございましたら、１月16日までに農業委員会事務局まで申し出てください。

以上をもちまして、本日の委員会の案件は全て終了いたしましたが、委員の皆様、

他に何かございませんか。ないようでしたら事務局の方から連絡事項等はないですか。

事務局長（奥田　彰）

＜事務連絡＞

・次回定例農業委員会の日程について

・令和５年度　農地活用推進農地利用最適化研修会について

議長（松井義憲）

それではこれをもちまして１月の定例委員会を閉会させていただきます。

　本日はご苦労様でした。

本議事録は、会議の正当なることを証するため、議長、委員署名するものとする。

　　　　令和 ６年 １月 10日

　　　　　　　　　天理市農業委員会

議　長

委　員

委　員